

マイナンバーカードを利用した 「申請書自動作成システム」の導入

マイナンバーカードの電子証明の更新時期が、取得後5年で到来します。この手続きをスムーズに行うために、本庁舎のマイナンバーカード特設窓口にて「申請書自動作成システム」を導入します。マイナンバーカードから「氏名、住所、生年月日、性別」の基本情報を読み取り、申請書に印字することで、申請書を記入する手間や記入ミスが無くなり、受付時間を軽減することができます。機械操作が苦手な人でも職員がサポートしますので、ぜひご利用ください。

運用開始 11月1日(金) (予定)

設置場所 マイナンバーカード特設窓口(本庁舎1階)

作成できる申請書

電子証明書新規発行・更新申請書、暗証番号変更・再設定申請書
券面記載事項変更申請書 など

問い合わせ先

住民課

☎ 0859-68-3115



おしらせ

国民健康保険・後期高齢者医療制度の 被保険者証の新規発行の終了

令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、「マイナ保険証※」に移行することに伴い、国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者証の新規発行が終了となります。

なお、令和6年12月1日時点でお手元にある被保険者証は、令和6年12月2日以降も被保険者証に記載されている有効期限まで使用できます。

※マイナ保険証：被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード

～12月2日以降の対応～

【マイナ保険証を持っていない人】

- ・新たに被保険者となった人など
- ・現在持っている被保険者証の有効期限が令和6年12月31日から令和7年7月31日までの人

- ➡ 「資格確認書」を発行します。
- ➡ 有効期限の属する月中に「資格確認書」を郵送します。

※資格確認書を医療機関・薬局の窓口で提示することで、被保険者証と同様に、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。

【マイナ保険証を持っている人】

- ・新たに被保険者となった人など
- ・現在持っている被保険者証の有効期限が令和6年12月31日から令和7年7月31日までの人

- ➡ 「資格情報のお知らせ」を発行します。
- ➡ 有効期限の属する月中に「資格情報のお知らせ」を郵送します。

※「資格情報のお知らせ」がお手元に届きましたら登録内容をご確認ください。

「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。

※介護サービス利用者や障がいをもっている人などは、申請により「資格確認書」を発行することができます。

問い合わせ先

健康対策課 健康増進室 ☎ 0859-68-5536



▶ 伯耆町
ホームページ

INFORMATION